



(参考)市役所以外の主な手続き お手許の領収証などで窓口等を確認し、手続き方法は各窓口にお問合せください。

《お問合せ・ご意見窓口》

電気	契約している電力会社	電話	加入している電話会社
インターネット	契約している業者	新聞	契約している新聞店
都市ガス	山口合同ガス	携帯電話	加入している電話会社
プロパンガス	契約しているプロパンガス会社	郵便物の転送	最寄りの郵便局
ケーブルテレビ	契約している業者	運転免許証	最寄りの警察署
NHK	NHK		

各手続きの内容に関するお問合せは、『手続き場所・問合せ』欄に記載の窓口までお願いします。
 また、本ガイドに関するご意見等については、本庁1階の市民課戸籍住民係(☎0833-72-1421 又は ☎0833-72-1422)までお寄せください。

「光市行政手続きガイド 死亡したとき」

【記号の説明】

●: 持ち物のうち必ず必要なもの

▲: 該当する場合のみ、必要となるもの

注: ⊕マークのあるものは、室積出張所、浅江出張所、三島出張所及び周防出張所でも手続きができます。

死亡したときの主な手続き

主な手続き:

1ページ

- 住民票・印鑑登録
- 国民健康保険
光市国民健康保険以外の健康保険の加入者は、勤務先、健保組合、協会けんぽなどにお問合せください。

- 後期高齢者医療
75歳以上および65歳から74歳の一定の障害のある被保険者が対象です。

2ページ

- 国民年金
厚生年金または共済年金加入者は、勤務先、年金事務所、共済組合などにお問合せください。

- 介護保険
- 福祉

3ページ

- 福祉
- 税金
- 水道・下水道
- その他

手続き項目	持ち物や注意事項	手続き場所・問合せ
1 死亡届 死亡した日から7日以内にお手続きください。	●死亡届 ●届出人の印鑑(朱肉使用) * 死亡者または申請者が、周南市・下松市・光市の市民の場合、火葬場の使用料は無料です。(式場や安置室を使用する場合は有料で、死亡届の届出の際に現金が必要になります。詳しくは斎場にお問合せください。) * 死亡届の手続き後、『死体(死胎)火葬許可書』を交付しますので、斎場で提示してください。	本庁1階 窓口 1 ⊕ 市民課 戸籍住民係 ☎0833-72-1422 * 土日祝日・夜間は本庁1階当直のみ 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-2211 (斎場の連絡先) 御屋敷山斎場 下松市大字西豊井10154番2 ☎0833-41-3842
2 印鑑登録証の返納	●印鑑登録証(カード)	本庁1階 窓口 1 ⊕ 市民課 戸籍住民係 ☎0833-72-1421 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-2211
3 国民健康保険 ・保険証の切替、返還 ・葬祭費の申請 死亡した日から14日以内にお手続きください。	●印鑑(朱肉使用) ●保険証(国民健康保険被保険者証) ●世帯主及び対象者の個人番号(マイナンバー)がわかるもの ●申請者(喪主)名義の口座のわかるもの ▲限度額適用認定証/限度額適用・標準負担額減額認定証/特定疾病療養受療証	本庁1階 窓口 2 ⊕ 市民課 国民健康保険係 ☎0833-72-1426 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-2211
4 後期高齢者医療制度 ・保険証の返還 ・葬祭費の申請 死亡した日から14日以内にお手続きください。	●保険証(後期高齢者医療被保険者証) ●葬儀を行った方の印鑑(朱肉使用) ●申請者名義の通帳 ●葬祭を行ったことが証明できるもの(会葬礼状や喪主の氏名が記載された葬祭の領収書・火葬許可書など) ▲限度額適用認定証/限度額適用・標準負担額減額認定証/特定疾病療養受療証	本庁1階 窓口 3 ⊕ 市民課 年金・高齢者医療係 ☎0833-72-1428 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-2211

手続き項目	持ち物や注意事項	手続き場所・問合せ
5 国民年金 ・遺族基礎年金裁定請求 ・寡婦年金裁定請求 ・死亡一時金 ・未支給年金請求 など	* 持ち物は手続きによって変わりますので、手続き前にお問合せください。	本庁1階 窓口 ③ 市民課 年金・高齢者医療係 ☎0833-72-1428 ※未支給年金請求のみ大和支所で手続きができます。 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-2211
6 高齢者サービスの廃止 ・緊急通報装置利用取消	* 電話でお問合せください。	あいぱーく光 窓口 ③ 高齢者支援課 高齢福祉係 ☎0833-74-3003
7 介護保険被保険者証／介護保険各認定証等の返還	●保険証(介護保険被保険者証) ▲各認定証 ※認定を受けている方 (負担割合証/ 負担限度額認定証/ 社会福祉法人等利用者負担軽減確認 など)	あいぱーく光 窓口 ④ 高齢者支援課 介護保険係 ☎0833-74-3003 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-2211
8 身体障害者手帳等の返還 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・障害福祉サービス等の各受給者証	* 持ち物は手続きによって変わりますので、手続き前にお問合せください。	あいぱーく光 窓口 ② 福祉総務課 障害福祉係 ☎0833-74-3001
9 児童手当の手続き	* お子様や、手当の支給を受けている保護者が亡くなった場合に、手続きが必要になります。 * 持ち物は手続きによって変わりますので、手続き前にお問合せください。	あいぱーく光 窓口 ⑧ 子ども家庭課 子育て支援係 ☎0833-74-3009
10 乳幼児医療費助成制度／ひとり親家庭医療費助成制度／子ども医療費助成制度	* お子様や、制度の助成を受けている保護者が亡くなった場合に、手続きが必要になります。 * 持ち物は手続きによって変わりますので、手続き前にお問合せください。	あいぱーく光 窓口 ⑧ 子ども家庭課 子育て支援係 ☎0833-74-3009
11 児童扶養手当の手続き	* お子様や、手当の支給を受けている保護者が亡くなった場合に、手続きが必要になります。 * 持ち物は手続きによって変わりますので、手続き前にお問合せください。	あいぱーく光 窓口 ⑧ 子ども家庭課 子育て支援係 ☎0833-74-3009
12 新母子家庭見舞金支給制度 ※死別により、新たに母子家庭となられたご家庭のうち、中学生までのお子様がいる場合、見舞金が支給されます。	●印鑑(朱肉使用) ●世帯全員の住民票及び除票 ●申請者(お母様)名義の通帳	あいぱーく光 窓口 ⑧ 子ども家庭課 子ども相談係 ☎0833-74-3006
13 原動機付自転車、小型特殊自動車のナンバープレート返納または名義変更の手続き	●印鑑 ●車台番号がわかるもの(「標識交付証明書」、「自賠責保険証」など) ▲ナンバープレート ※返納する場合のみ必要 ※名義のみ変更する場合は、ナンバープレートを持参する必要はありません。	本庁1階 窓口 ⑤ 税務課 市民税係 ☎0833-72-1439 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-2211
14 納税義務者変更届／未登記家屋の所有者変更届	* 死亡した年の翌年の1月1日までに相続登記が完了しない場合は「納税義務者変更届」、亡くなられた方が所有する未登記家屋がある場合は「所有者変更届」が必要になります。 ●印鑑(朱肉使用) ●戸籍謄本等(続柄、相続等の確認をするため)	本庁1階 窓口 ⑥ 税務課 資産税係 ☎0833-72-1435 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-2211
15 犬の飼い主の変更	●印鑑 ●犬の登録鑑札	本庁1階 窓口 ⑪ 環境政策課 環境保全係 ☎0833-72-1466
16 水道の利用者変更や使用中止	* 電話でご連絡ください。	水道局 業務課料金係 ☎0833-71-0705
17 下水道の利用者や人数の変更、使用中止	<水道水で下水道を使用されている方> * 16の手続きにより、下水道の手続きも完了となります。 ※ただし、建物を解体される場合は、下水道課での手続きが必要です(要印鑑)。 <井戸水で下水道を使用されている方> ●印鑑	本庁1階 窓口 ⑫ 下水道課 業務係 ☎0833-72-1473
18 市営墓地使用者の承継届(西部墓園、大和あじさい苑)	●印鑑 ●世帯全員の住民票(承継者の本籍地が記載されたもの) ●戸籍謄本等(承継者との続柄を確認するため) ●墓地使用許可証 ※亡くなられた方の遺骨を市営墓地の墓に納骨される場合は『死体(死産児)火葬許可書』を提出してください。	本庁1階 窓口 ⑪ 環境政策課 環境保全係 ☎0833-72-1466
19 市営住宅の家族異動届	●印鑑 ●世帯全員の住民票 ▲請書(名義人が死亡した場合) ※退去の手続きが必要な場合があります。	本庁2階 建築住宅課 住宅係 ☎0833-72-1566